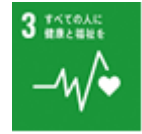


第 3 部 基本計画

第1節 健康づくりの推進

1 健康づくりの推進



基本方針

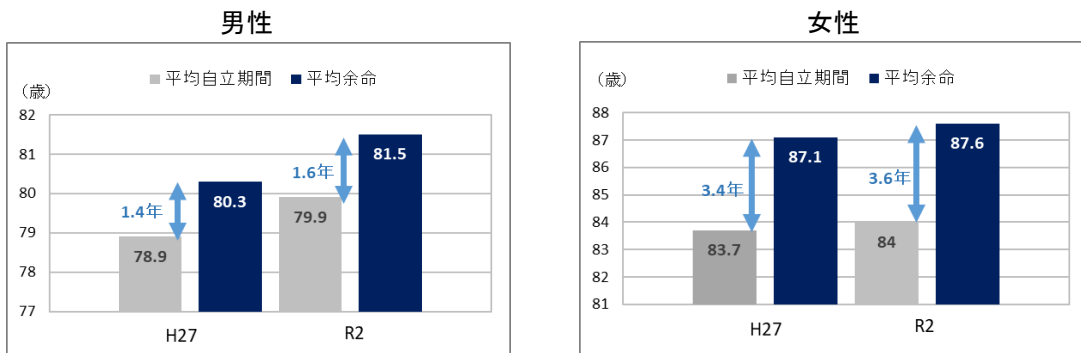
健康寿命の延伸を目指し、健康的な生活習慣の定着と、生活習慣病等の予防、高齢期における生活機能の低下など虚弱状態（フレイル^{※1}）を予防する取組を進めます。

●現状と課題

- ・市民の平均余命は伸びていますが、平均自立期間^{※2}の伸びは少なく、結果として「不健康な期間」が伸びています。
- ・医療費及び特定健診の結果では、高血圧の割合は減少していますが、脳梗塞の割合は県平均を上回っています。高血圧対策の継続に加え、脳梗塞へと重症化させないように、個別支援などの取組強化が必要です。
- ・肥満が全世代で増加しています。若い世代からの肥満が、生活習慣病の発症を早め、重症化につながります。一方、高齢者においては、虚弱状態（フレイル）の予備軍であるやせも増えています。それぞれの世代で「適正体重を維持する」ことが課題です。
- ・感染症の動向が変化してきており、さまざまな感染症について正しく理解し、予防行動がとれるようにすることが必要です。特に乳幼児や高齢者は、感染症に罹患すると重症化しやすいため、重点的に取り組む必要があります。
- ・後期高齢者人口が増加しており、高齢期における健康づくりが重要になっています。特に、介護が必要となる病気の予防と、介護申請理由で最も多い「高齢者の虚弱状態（フレイル）」の予防が課題です。
- ・自殺者数の約半数を高齢者が占め、自殺死亡率が県、国の値を上回る年もあります。相談・支援体制の強化と高齢者の生きがいがづくりが課題となっています。

●トピック

◆平均自立期間^{※2}と平均余命



(資料：健康増進課)

平均余命と平均自立期間の差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味します。健康寿命の延伸とともに、**不健康な期間の短縮**が課題です。

※1 フレイル：加齢や疾病により、心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなった状態。

※2 平均自立期間：「日常生活動作が自立している期間の平均」を健康な期間として算出。

● 施策の方向

① 疾病の早期発見と重症化予防の徹底

- ・ 受けやすい健（検）診体制づくりと受診促進に取り組みます。
- ・ 健（検）診後の個別支援により、疾病の重症化予防に取り組みます。
- ・ 感染症対策として、予防についての普及啓発と必要な予防接種を促進します。

② 適切な食事や運動習慣による健康づくりの推進


- ・ 全年代で肥満・やせを解消し、適正体重を維持するために、適正エネルギー量で栄養バランスの良い食事など正しい知識の普及に取り組みます。
- ・ 運動習慣の定着を目指し、子どもから高齢者まで、スポーツや運動を楽しみながら健康づくりを実践できる体制づくりに取り組みます。

③ 高齢者の虚弱状態（フレイル）対策の推進

- ・ 加齢による虚弱状態（フレイル）に早期に気づき、フレイル予防に取り組めるよう普及啓発に取り組みます。
- ・ 高齢者の転倒を予防し、自立した生活を維持するために、筋力・バランス力の維持向上に取り組みます。
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組み、フレイル予防を推進します。

④ こころの健康づくりの推進

- ・ 職域や地域、保健福祉医療等関係団体と連携を図り、自殺予防に早期に対応するための支援体制を強化するとともに、こころの健康づくりを推進します。

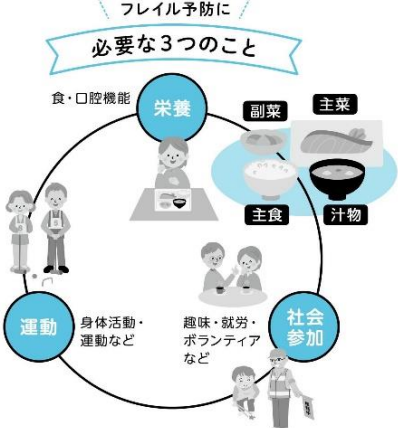



フレイル予防 3つのポイント

フレイル予防は日々の習慣と結びついています。「運動」、「社会参加」、「栄養」を見直し、生き生きとした毎日を送りましょう！

フレイルであることに早めに気づいて、適切な対策をとれば、元の状態にもどることもできますよ！

フレイル予防に
必要な3つのこと





健康ウォーキング

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
平均自立期間（男性）	79.9 歳	80.3 歳	80.7 歳
平均自立期間（女性）	84.0 歳	84.1 歳	84.3 歳

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、自分や家族の健康を大切にし、健康づくりに努めます。 行政、地域、職域、関係団体は、連携して市民の健康づくりを支えます。	市民の健康づくりに関する情報提供と活動支援を行います。

第 2 節 安心できる医療体制の維持



1 安心できる医療体制の維持

基本方針

医師会・糸魚川総合病院と連携して、医師及び医療技術者を確保し、地域医療体制及び救急医療体制の維持を図ります。

●現状と課題

- ・人口減少に伴い、糸魚川総合病院では診療科の維持が困難になりつつあることから、大学とのつながりを強化することにより専門的に診療できる医師を確保し、地域医療体制を維持する必要があります。
- ・安全安心な医療を提供するためには、医師及び看護師等の医療技術者を安定的に確保する必要があります。
- ・糸魚川総合病院において、救急医療体制を確保していますが、救急医療に携わる医師の確保が課題です。
- ・2次救急については、上越市等への救急搬送が増えており、市内で対応できる体制の整備と市外救急病院との連携が課題です。

●トピック

◆医師養成資金貸与者数

令和3年3月31日現在

平成30年度	修学中 (7名)	勤務医 (2名)		臨床研修 (1名)
令和元年度	修学中 (6名)	勤務医 (2名)		臨床研修 (2名)
令和2年度	修学中 (6名)	勤務医 (1名)	臨床研修 (1名)	専門医研修 (1名)

太枠・網掛けは、医師養成資金貸与者で市内医療機関に在職

(資料：健康増進課)

平成20年度から開始した制度で、令和2年度までに6名の医師が糸魚川総合病院で勤務しています。

◆人口10万人当たりの医師数の推移

(単位：人)

	H24	H26	H28	H30
市	120.6	132.9	140.1	169.3
県	182.1	188.2	191.9	197.9
国	226.5	233.6	240.1	246.7

※医師数は医療施設の従事者数

(資料：新潟県福祉保健年報。各年12月31日現在)

本市の医師数は、人口10万人当たり169.3人と、新潟県及び国の平均を大きく下回っています。

● 施策の方向

① 地域医療体制の確保

- ・ 専門診療医確保対策事業により、糸魚川総合病院と大学等との連携を図り、診療科の確保に努めます。
- ・ 大学病院との連携を強化し、高度医療のサテライトセンターとしての診療体制を支援します。
- ・ 広い市域をカバーするため、遠隔診療や訪問診療の充実支援に取り組みます。
- ・ 診療所開設等支援事業により、新規の診療所開設等を支援します。

② 医師及び医療技術者の確保

- ・ 医師養成資金貸与事業による独自の医師養成や、県や糸魚川総合病院と連携して大学等への医師派遣要望活動を継続します。
- ・ 医療技術者修学資金貸与事業、病院勤務看護師修学支援補助金などにより医療技術者の確保に努めます。
- ・ 小学生から高校生までに対し、それぞれ学年に応じた医療職を志すきっかけづくりとして出前講座や職場体験を実施し、地元出身の医療技術者等の育成に努めます。

③ 救急医療体制の確保

- ・ 糸魚川総合病院における救急医療に係る人員の確保や、救急専門病床を維持及び運営するための支援を行い、24時間365日の救急医療体制を維持します。
- ・ 市外への救急搬送を円滑に行うため、市外の救急病院との連携を強化し、安心できる救急医療体制を確保します。



● 施策指標

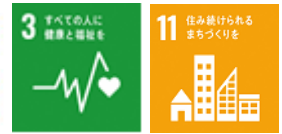
指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
人口 10 万人あたりの医師数	169 人	160 人	160 人
一次救急受入の確保及び救急医療体制の維持	365 日	365 日	365 日

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、何でも相談できる「かかりつけ医」を持ち、日頃の健康管理に努めるとともに、医療機関の適正受診に努めます。	市民に健康管理の大切さを理解してもらえよう、地域医療の現状や取組内容の周知に努めるとともに、医療環境の整備に取り組みます。

第 3 節 高齢者への支援

1 高齢者の日常生活への支援



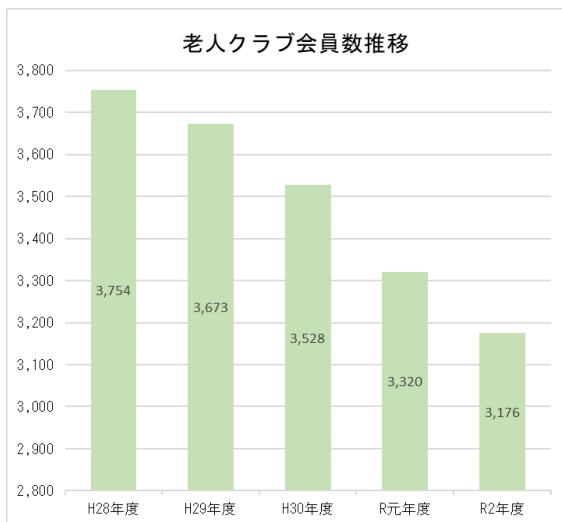
基本方針

高齢者がいつまでも健康で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日々の生活を支援します。

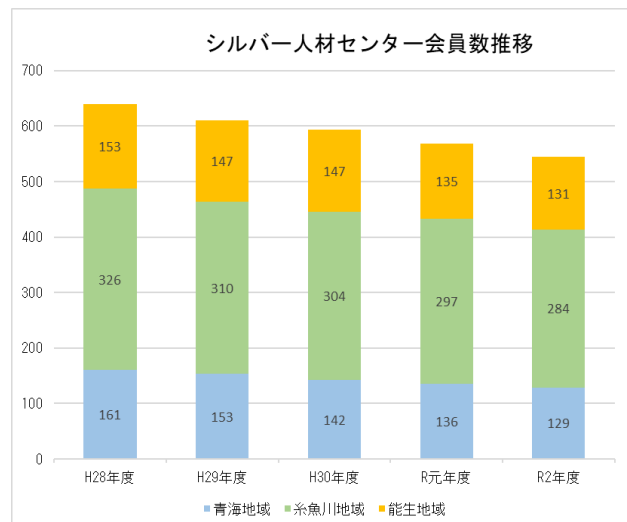
●現状と課題

- ・本市の高齢者人口は、平成 30 年（2018 年）以降、減少に転じていますが、総人口の減少に伴い、高齢化率は年々上昇しています。
- ・高齢者の半数以上は、介護が必要になったときに家族や在宅介護サービスを受けながら自宅に住みたいと希望しています。
- ・高齢者を含む地域住民が生活支援の担い手であると捉え、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応えることで、新たな社会的役割を担う取組が必要です。
- ・高齢期は、加齢や疾病などの影響により、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、要介護状態になりやすいことから、早期に虚弱状態（フレイル）予防に取り組むことが介護予防につながります。
- ・老人クラブの加入率及びシルバー人材センターの会員数が年々減少しているため、各団体とともに会員を増やす働きかけが必要です。
- ・人口減少の影響により、特に中山間地域において、交通や買い物等といった高齢者の日常生活の維持が困難となってきています。地域住民が互いに支え合う仕組みづくりが必要です。

●トピック



（資料：糸魚川市社会福祉協議会）



（資料：糸魚川市シルバー人材センター）

老人クラブ、シルバー人材センターとも会員数が年々減少しています。

● 施策の方向

① 地域支え合いの推進

- ・高齢者が生涯にわたり住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、地域における支え合い体制の維持・強化の取組を推進するとともに、高齢者の日常生活を支援するサービスの充実を図ります。
- ・高齢者の相談対応等生活支援業務を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、中核的機関（基幹型包括支援センター）を設置し、各センターの支援や関係機関との連携・調整を行い、高齢者が抱える課題解決に向けて協働で取り組みます。

② 高齢者の生きがいがづくりと介護予防の推進

- ・健やかな高齢期を送るため、市民自ら健康の保持・増進に取り組む意識の醸成を図り、健康づくりやボランティアなどの生きがいがづくり活動への積極的な参加を促進します。
- ・シルバー人材センターの会員確保に向けて、会員の関心を高めるための各種研修会の開催を支援します。
- ・老人クラブや高齢者のサロン・体操教室など「集いの場」の運営を支援するとともに、定期的に保健師等の専門職を派遣し、栄養過多や栄養不足、口腔機能低下に関する相談や指導など、高齢者の課題に応じ、保健事業と介護予防の取組を一体的に進めます。



高齢者サロンでの白熱の宝引き

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
第2層協議体 ^{※1} 運營業務委託件数	4件	13件	21件
生きがいのある高齢者の割合	57.4%	90.0%	90.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、積極的に地域づくりやボランティアなど社会活動に参加し、地域の一員としての社会的役割を認識し、自主的に行動するよう取り組みます。	市民・企業・行政等の協働を促進し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

※1 第2層協議体：地域の高齢者への支援や支え合い活動のため協議する地域組織

第3節 高齢者への支援

2 高齢者福祉の充実



基本方針

介護が必要になっても、高齢者の尊厳が保たれ、自らの能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者福祉の充実を図ります。

●現状と課題

- ・令和7年（2025年）には、全人口に占める割合が高い団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となるため、令和22年（2040年）頃までは要介護等認定者数は、やや増加もしくは横ばいの状況が続きます。
- ・高齢者の半数以上は、介護が必要になったときに家族や在宅介護サービスを受けながら自宅に住みたいと希望しており、介護保険制度の安定的な運営と介護者の負担軽減を図る必要があります。
- ・高齢者単身世帯及び世帯員が高齢者のみの世帯が増加し、家族介護が困難になっています。
- ・生産年齢人口の減少等により、介護人材の不足が懸念されることから、新たな人材の確保とともに離職防止や働く環境の改善などを一体的に推進する必要があります。

●トピック

▶▶▶ 要介護等認定者数の推計

（単位：人）

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
要 介 護 度	要支援1	202	220	214	214	214	198
	要支援2	314	329	296	300	298	278
	要介護1	634	627	662	666	670	638
	要介護2	665	603	609	612	619	615
	要介護3	470	448	449	451	459	461
	要介護4	445	482	476	484	492	498
	要介護5	369	307	355	361	365	356
総数		3,099	3,016	3,061	3,088	3,117	3,044
高齢者数		16,601	16,506	16,119	15,976	15,686	12,902
要介護等認定率 (総数/高齢者数)		18.7%	18.3%	19.0%	19.3%	19.9%	23.6%

全人口に占める割合が高い団塊の世代が後期高齢者となる令和7年から令和22年頃まで、要介護認定者はやや増加もしくは横ばいで推移すると見込まれています。一方で、高齢者数は減少していくため、要介護等認定率は上昇していきます。

（資料：事務報告書、第8期糸魚川市介護保険事業計画）

● 施策の方向

①在宅介護サービスの充実

・高齢者が要介護状態になっても、自らの能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士等と連携して個々の状態に応じたリハビリテーションを行うなど、適切な介護保険サービスを提供するとともに、高齢者の在宅生活や介護家族を支援するため、市が独自に取り組む在宅介護サービスの更なる充実を図ります。

②生活支援サービスの充実

・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスに加えて高齢者福祉サービスを提供し、その生活を支援するとともに、ニーズに合った適切なサービスとなるよう、内容の充実を図ります。

③高齢者福祉施設の整備

・在宅介護サービスとの適切なバランスを保ちながら、常時介護が必要な高齢者が利用できる施設サービスの確保を図ります。

④介護人材の確保

・介護従事者の確保と技術向上・定着を支援するとともに、離職防止や離職した介護職員等の潜在的人材の復職支援を推進します。

・将来的な介護人材となり得る児童・生徒への働きかけを通じて、介護分野への理解を深めるための取組を推進します。



キャリアフェスティバルいといがわ 介護体験ブース

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
在宅介護サービスの満足度※1	84.4%	85.0%	85.0%
要介護3以上の認定割合	41.4%	41.0%	40.0%
介護職員が充足している事業所の割合	32.8%	40.0%	50.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、支え、支えられる関係の循環の中で、自身の心身機能の維持向上に取り組めます。	市民・地域・事業所等との協働により、ともに助けあい、支え合う体制づくりに取り組みます。

※1 在宅介護実態調査における「満足」、「やや満足」の回答割合

第 4 節 地域で支え合う福祉の推進

1 地域福祉の充実



基本方針

複雑化する地域課題に対し、関係機関が連携し、一体的に地域支援に取り組む体制を整備し、市民が住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら自分らしい暮らしを送れるよう、地域福祉の充実を図ります。

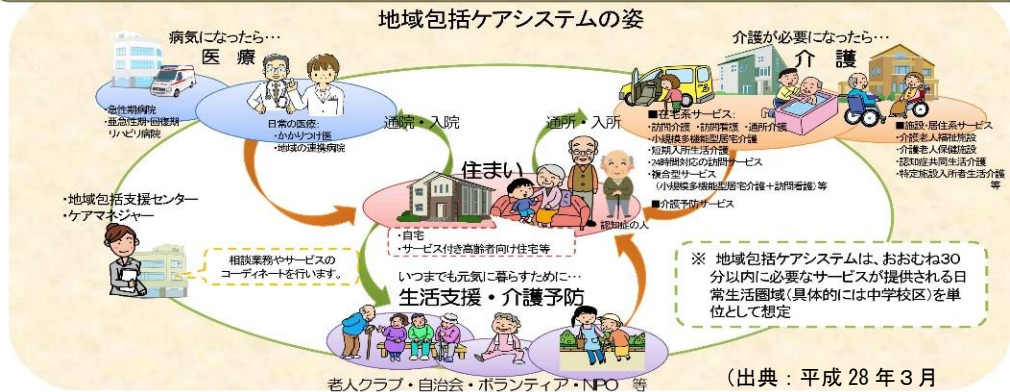
●現状と課題

- ・人口減少により、地域のつながりや支え合いの基盤が弱まっているため、誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつけられないことにより、課題が深刻化しており、地域のつながりや支え合いを再構築する体制づくりが必要です。
- ・わが国の認知症高齢者数は、高齢化とともに増加しており、令和 7 年（2025 年）には約 700 万人、65 歳以上の高齢者の 5 人に 1 人に達すると見込まれています^{※1}。
- ・認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、互いに支え合う地域づくりを実現する必要があります。
- ・災害時の被災者支援など、住民が安心して暮らせる地域福祉の推進には、平常時からの社会福祉協議会や福祉団体、ボランティア等の活動が重要であり、各種団体が効率的に運営を行う仕組みが必要です。
- ・生活保護に至る手前の経済的困窮状態にある人や、複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱え、社会的孤立状態にある人が増加していることから、相談体制の充実が求められています。
- ・災害時に支援が必要な人の中には要配慮者名簿の登録に未同意の人がいます。このような場合は自治会や関係機関に事前に名簿提供ができないため、支援体制づくりが難しい状況です。

●トピック

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



※ 1 出典：厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」

● 施策の方向

① 地域社会での相互扶助機能の充実

- ・認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等により認知症の正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、高齢者見守り支援ネットワークの拡大や認知症の方の徘徊時の対応強化など、高齢者を地域で見守る体制の充実を図ります。
- ・医療や介護、障害福祉などの専門職だけでなく、地域住民やボランティア、NPOなど多様な担い手も参画し、協働することにより、高齢者の日常的な生活を地域全体で支える体制を整備します。

② 社会福祉協議会・福祉団体等への支援

- ・社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、多様化する福祉ニーズをとらえて誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現を目指しています。社会福祉協議会をはじめ、福祉団体、ボランティア団体、地域住民が主体的に活動することを支援し、自助・互助・共助・公助が連携できる体制づくりに取り組みます。
- ・ボランティア活動のやりがいや楽しさを感じる取組を行い、ボランティア活動に参加する市民を増やすとともに、災害時における支援の受入れや被災者支援に向けたボランティア活動の運営体制の整備を行います。

③ 生活困窮者の自立支援

- ・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人からの相談に対し、就労支援や家計相談支援、住居確保給付金の支給などを行い、自立生活へ向けた支援を行います。
- ・現在、生活保護を受給している被保護者に対しては、安定した生活が送られるよう生活保護制度の適切な運用を図ります。また、就労可能な被保護者に対してハローワークなど関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。

④ 災害時の要配慮者への支援

- ・要配慮者で避難行動要支援登録に未同意の方に対しては、市から登録を働きかけ、登録の同意を得た上で、自治会や自主防災組織、民生委員と情報の共有化を図り、連携を強化するとともに、要配慮者が安全に避難できるよう安否確認、避難誘導體制づくりに取り組みます。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
認知症サポーター養成数 (延べ人数)	4,046 人	4,400 人	4,800 人
高齢者等見守り支援ネットワーク登録事業所	29 事業所	40 事業所	40 事業所
生活困窮者自立支援事業支援プラン策定件数	12 件	20 件	25 件

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、地域の見守りや支え合いを通じて、地域福祉の担い手として連帯感を持って活動に取り組みます。 事業所は、地域貢献活動としてボランティア活動や高齢者見守り支援やネットワークの参加、認知症サポーターの養成に取り組みます。 社会福祉協議会は、地域福祉活動計画を基に、地域と連携し、地域住民が安心と癒しの生活・充実した生活ができる地域づくりを推進します。	行政は、市民、事業所、社会福祉協議会が行う活動の支援や調整を行います。

第 4 節 地域で支え合う福祉の推進

2 支え合いと自立の地域生活



基本方針

障害がある人もない人も、笑顔で生活ができるよう、地域で互いに助け合うまちづくりを目指します。

●現状と課題

- ・一般相談に対応できる事業所を増やし、相談しやすい窓口の整備を行っているなか、障害の重度化に応じた専門性の高い相談支援に対応するため、更なる体制整備と相談支援専門員の確保が課題となっています。
- ・障害の重度化の現状に対応した専門性の高い支援が求められており、支援者への研修を行い、よりよい支援に結びつける必要があります。
- ・障害者の高齢化に伴い、介護保険制度への移行が必要となっており、スムーズな移行につなげるため、障害、介護どちらにも対応できる相談体制の整備が必要です。
- ・「親亡き後」の生活が課題となっています。市内法人与協力し、グループホーム及び地域生活支援拠点の整備、成年後見制度法人後見への支援を行うとともに、市民ニーズを把握し、支援制度の充実が課題です。
- ・障害者の就労については、本市の就業率は県平均より高い反面、福祉事業所から一般企業への更なる就労に向け、障害者雇理解のため、企業への働きかけが必要です。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、事業者が合理的配慮を行うことが義務化されました。障害者差別解消支援地域協議会が中心となり、障害者が暮らしやすいまちとなるよう働きかけを行うとともに、子どもの頃からの心のバリアフリー教育を進める必要があります。
- ・障害児が利用できる事業所と相談支援専門員が不足しており、市内での体制整備が課題となっています。

●トピック

福祉サービスの支給決定者数

単位：人

年度	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2
居宅介護	64	73	66	67	70
短期入所	70	69	65	70	68
支援入所支援	67	68	68	69	68
共同生活援助 (グループホーム)	34	37	40	41	45
就労移行支援 就労継続支援	121	123	123	127	128

市内でグループホームが新たに設置されたため、共同生活援助の利用者が増えています。

就労支援サービスの利用者は年々増加しており、福祉施設から一般企業への就労移行者数も堅調に推移しています。

福祉施設から一般就労への移行者数

単位：人

年度	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2
福祉施設から 一般就労への移行	3	6	6	5	6

(資料：福祉事務所)

● 施策の方向

① 障害者の福祉サービスの充実と相談支援体制の強化

- ・ 障害者が相談しやすい窓口の整備や障害の高度化に対応した専門性の高い相談支援窓口を設置するとともに、介護保険へのスムーズな移行にも対応できる相談窓口を設置します。
- ・ 0歳から18歳、18歳以降も見据え、医療的ケア児コーディネーター設置と共に、総合的な相談支援体制を整備します。
- ・ サービスを提供している法人と連携し、市内での障害福祉サービスの充実に努めます。
- ・ より専門性が高い支援を提供するため、支援者への研修を行います。
- ・ 各種障害福祉サービスに関する情報提供や相談、連携体制の整備による障害者やその家族への支援の充実を図ります。

② 自立と社会参加への支援

- ・ 「親亡き後」の生活を見据え、グループホームの整備や地域生活支援拠点の充実や成年後見制度法人後見の活用推進を市内法人とともに進めます。
- ・ 障害者の自立のため、企業への一般就労への支援と共に、障害者の日常の居場所づくりに取り組みます。
- ・ 障害者が福祉事業所で作成した物品や食品のイベント等での活用を促進し、利用者の活動量の確保とともに、市民への理解につなげます。
- ・ 障害に対する理解や差別の解消に向け、子どもの頃から心のバリアフリー教育や市民に向けた相互理解の促進、啓発を推進します。



こころのバリアフリートーク



手話ミニ講座

● 施策指標

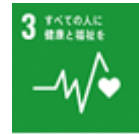
指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
グループホームの利用者数	45人	53人	58人
福祉施設から一般就労への移行者数	6人	6人	6人

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、障害に対する正しい理解を深めます。 糸魚川市地域自立支援協議会（障害者団体、社会福祉法人、労働機関、教育機関、社会福祉協議会、行政）が中心となって、障害者のニーズに応じた対応策を検討します。	障害者や家族、市民のニーズを把握し、支援を充実します。

第 1 節 子どもを産み育てやすい環境の整備

1 妊娠出産支援と親子の健康増進



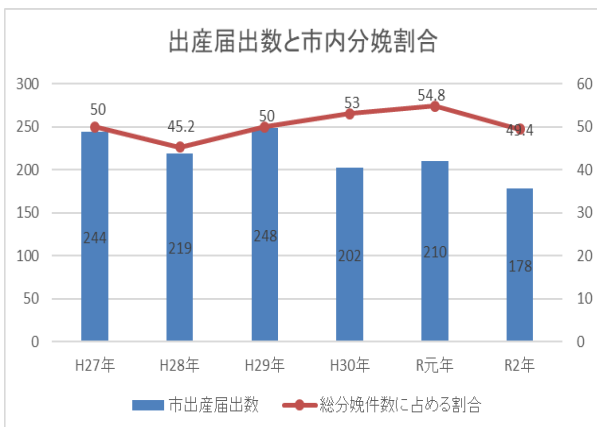
基本方針

安心して出産、育児ができる環境を整えるとともに、生涯を通じた健康づくりの土台を幼少期までに定着させ、子どもと保護者の健康増進を図ります。

●現状と課題

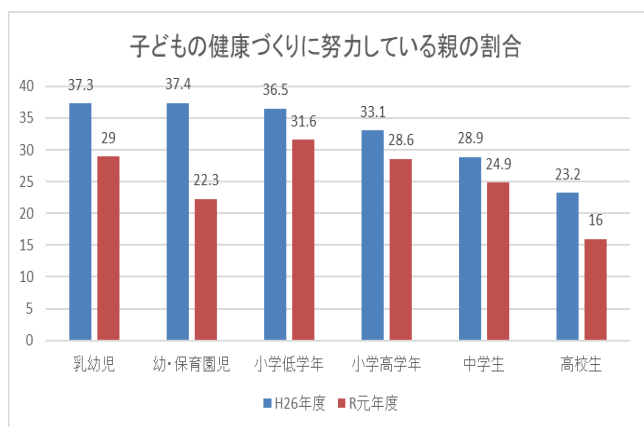
- ・令和 2 年度の市内病院での出産割合は 49.4%であり、平成 27 年度の 50.0%と同程度の割合を維持していますが、妊娠届出数は、平成 27 年度の 244 件から令和 2 年度には 178 件と減少しています。出生数の減少は市内における出産体制の維持にも大きく影響します。
- ・乳幼児健康診査や健康教室などの親子保健事業に対する保護者満足度は、高い状況です。引き続き安心して育児ができる環境を整えるために、保護者の不安や心配な気持ちに寄り添った相談体制を充実させる必要があります。
- ・生活リズム向上のための「早寝早起きおいしい朝ごはん」運動の認知とその必要性は保護者に浸透しています。しかし、電子メディアの長時間使用や保護者の帰宅時間が遅いこと等により就寝時間が遅くなり、取組を実践しない、できない家庭が増加傾向にあります。
- ・保育園・幼稚園体格調査から、肥満（傾向）児は、5 歳になると増加する傾向が続いています。将来の肥満を予防するため、幼児期からのかかわりが重要であり、生活改善を促す必要があります。
- ・電子メディア使用の低年齢化が進んでいます。また、電子メディアの長時間使用は、生活リズムの乱れや心身の不調の大きな原因となっています。電子メディアの使用は、現代の生活では避けられないことから、適切な使用方法を指導する必要があります。
- ・子どもとのふれあい遊びや外遊びが減少し、遊びによって得られる五感への刺激やルールを守る経験、自然体験で得られる好奇心や想像力を膨らませる経験などが不足する傾向にあります。遊びは、子どもの様々な能力を育むことから、必要性や具体的な方法について保護者の理解を深める必要があります。

●トピック



出産件数は減少傾向にありますが、市内分娩割合は向上しています。令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の影響により件数、割合とも減少しています。

(資料：糸魚川総合病院、こども課)



生活リズムを整える等の健康づくりの重要性は理解していても、生活様式の変化から健康づくりに取り組んでいる保護者の割合は減少しています。

(資料：第 3 次親子保健計画中間評価アンケート)

● 施策の方向

① 安心して出産・育児ができる環境づくり

- ・ 関係機関と連携して、安心して出産できる医療環境を整えます。
- ・ 乳幼児健康診査等で保護者の育児不安をつぶさに把握し、支援が必要な親子には継続的にかかわるなど、保護者に寄り添った支援に努めます。
- ・ マタニティスクール、育児教室、相談会等を開催するほか、個別の訪問を行い、保護者の気持ちに寄り添った相談体制を整えます。
- ・ 発達段階に応じた愛着形成の大切さについて啓発します。また、温かい心での子どもの見守りとしつけを地域ぐるみで進めます。
- ・ 妊娠・出産を希望する夫婦が安心して不妊・不育治療等を受けられるよう、精神的負担や経済的負担の軽減に努めます。

② 子どもと保護者の健康の増進

- ・ 乳幼児健康診査の高い受診率を維持し、疾病の早期発見や健康の保持増進に努めます。
- ・ 発達障害の可能性のある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげます。
- ・ 「早寝早起きおいしい朝ごはん運動」を推進し、幼少期から生活リズムを定着させ、生涯を通じた健康づくりにつなげます。
- ・ 家庭ぐるみの食生活や生活リズム改善に取り組みます。
- ・ 親子での調理体験等を通じて「食」への関心を持つ子どもを育てます。
- ・ 子どもの心身の健康に欠かせない外遊びやふれあい遊びなどの体験を積極的に推進します。
- ・ 電子メディアに頼らない子育てによって、コミュニケーション能力、運動能力、自己コントロール能力を育むよう努めます。
- ・ 関わりが不可欠な電子メディアについて、家庭での幼少期からの適切な使用を促します。



パパマママタニティスクール



乳児健診

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
市内病院出産割合	49.4%	55.0%	60.0%
健康状態がよい中学生の割合	84.2%	86.0%	88.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
出産・育児・子どもの健康づくりは、親子が主役です。幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校、地域、医療機関などは、連携して親子を支えます。	出産・育児・親子の健康づくりが安心してできる環境づくりに努め、協働する関係機関の連携を支えます。

第1節 子どもを産み育てやすい環境の整備

2 子育て支援の充実



基本方針

多様なスタイルの子育てと仕事が両立でき、子育て世代が、子育てに希望と自信を持って子どもを産み育てたいと思えるよう支援し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

●現状と課題

- ・少子化により、周囲の子育て世代も減少していることから、気軽に話や相談ができる子育て仲間ができにくい状況があります。また、家庭環境により、一人で子育てをせざるを得ない親にとっては、一層負担感が増すことがあり、安心して気軽に利用できる子育て世代の居場所が求められています。
- ・保育需要が多様化し、定型的な保育では個々の要望に沿うことが難しくなっています。低年齢児保育や早朝、夜間、休日等、きめ細やかな保育の対応が求められています。
- ・低年齢児の受入態勢整備のためには、保育士の確保や園舎の改修等が必要です。また、効率的な園運営の観点から、適正な配置や民営化の検討等が必要です。
- ・仕事と子育てが両立できるよう、多様な働き方について企業の理解を深める必要があります。

●トピック

◆保育所と幼稚園児童数の推移

各年4月1日現在（単位：人）

区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保育所	公立	542	535	513	498	487	502	458
	私立	361	283	282	269	213	208	190
	計	903	818	795	767	700	710	648
幼稚園 こども園	公立	155	147	164	154	158	134	121
	私立	141	252	228	216	250	236	238
	計	296	399	392	370	408	370	359
合計		1,199	1,217	1,187	1,137	1,108	1,080	1,007
うち、3歳児未満		305	358	362	328	336	372	325
3歳児未満割合		25.4%	29.4%	30.5%	28.8%	30.3%	34.4%	32.3%

（資料：こども課）

就学前児童数は減少していますが、入園の低年齢化が進み、3歳未満児の割合が増加しています。

● 施策の方向

① 子育て家庭を支える取組の推進

- ・ 育児相談や子育てサークルの支援等の中心となる子育て支援センターの事業内容を充実するとともに、子育て世代の居場所の充実を図ります。
- ・ 発達支援センターめだか園では、発達や成長に不安のある子どもと保護者に対する適切な相談や支援を行い、子どもの発達を促します。
- ・ 虐待等の発生予防や早期発見に努め、子どもに関する様々な相談に適切に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心に継続的に必要な支援を行います。
- ・ 保育料の軽減や子ども医療費の助成などにより、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図ります。

② 保育サービスの充実

- ・ 需要が増加している0～2歳児の保育の場を確保するため、既存の保育園に加え、認定こども園や地域型保育事業等、多様な選択ができる環境整備を進めます。
- ・ 一時保育や時間外保育、病児・病後児保育等、個々の要望に柔軟に対応できるよう、事業の拡充を図ります。

③ 子育てと仕事の両立支援

- ・ 育児をしながら働く保護者への育児支援の各種サービスの充実を図るとともに、事業所に対して子育て世代に配慮した就労環境の整備を働きかけます。

④ 地域で担う子育て支援

- ・ 子育てに関する様々な援助を求める世代と援助できる世代間の交流拡大を図り、地域全体で子育て中の家庭を支える体制や子育てしやすい環境整備を推進します。



屋外で遊ぶ園児

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
子育て環境の満足度	52.4%	60.0%	70.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
保護者が子育ての第一義的責任を有することを基本的認識とします。 地域、企業等の市民全体で、地域の将来を支える子どもの育成に努めます。	子育てしやすい環境の整備を推進します。

第2章

郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり

第1節 子どもを産み育てやすい環境の整備

3 子どもと子育てに関わる連携の推進



基本方針

子どもに関わる機関の連携を図り、一貫した教育方針と切れ目のない支援で子どもを育てます。

●現状と課題

・子どもの育ちや学びは連続して一体的なものであり、発達段階に応じた、連続性のある支援・教育が重要です。

・郷土愛の醸成のためには、地域を含め関係者全体が連携、協働して子どもに関わることが大切です。

・ライフスタイルと社会経済の変化の中で家庭環境が多様化し、子育てを保護者と家族に委ねることで、その家庭にとって大きな困難を生じさせる場合があるため、それぞれの子どもや保護者の悩みとニーズに寄り添った切れ目のない支援が求められています。地域全体で子育て家庭を支える環境づくりが必要です。

●トピック

◆教育支援委員会における就学判定申込数の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1次	園児	52	48	65	67	56
	小・中学生	26	44	34	37	34
2次	園児	8	11	27	7	13
	小・中学生	3	17	8	10	17
合計		89	120	134	121	120

※教育支援委員会…障害等があり、個別の支援が必要な幼児、児童、生徒に対し、就学先の決定や適正な教育環境について助言を行う機関

◆児童相談と要保護児童等の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童相談件数（件）	104	104	99	90	145
要保護児童等（人）	105	97	84	76	79

要保護児童等とは、保護者に監護されることが適当でない児童、保護者の養育を支援する必要がある児童、出産後の養育の支援を行うことが必要な妊婦などをいい、その内容は、児童虐待、養護、障がい、非行、育成などに分類されます。

● 施策の方向

① 子ども・子育て支援体制の充実

・市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、地域、幼稚園・保育園、学校等が相互に協力し、地域社会が一体となった子育てを推進します。

② 幼稚園・保育園、小・中・高等学校の交流と連携の推進

・関係機関が情報を共有し、共通理解を深め、切れ目のない支援に取り組みます。
 ・アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの編成や実践への取組、中学生の保育実習など、幼稚園・保育園、学校の一層の連携と協力を推進します。

③ 課題を抱える家庭への連携した対応

・関係機関との情報共有と連携により、個々の家庭環境に応じた支援を図ります。



地域ぐるみで人材育成に取り組むため、連携・協働でどのようなことができるかを話し合う教育懇談会

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
子育てをする上で気軽に相談できる人がいる割合	93.1%	95.0%	97.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
保護者が子育ての第一義的責任を有することを認識し、子どもに関わる関係機関が連携して支援します。	あらゆる場面での連携に努め、子育てしやすい環境を整えます。

第2節 0歳から18歳までの子ども一貫教育の推進

1 就学前教育の充実



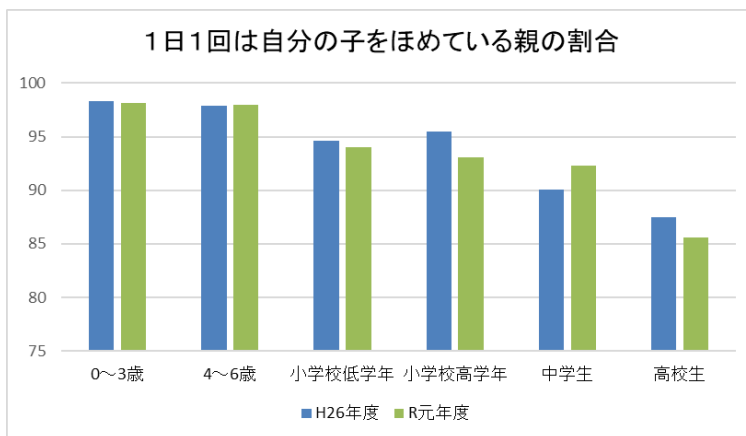
基本方針

愛着形成の重要性を家庭と共有し、より良く生きるための基礎を育てます。

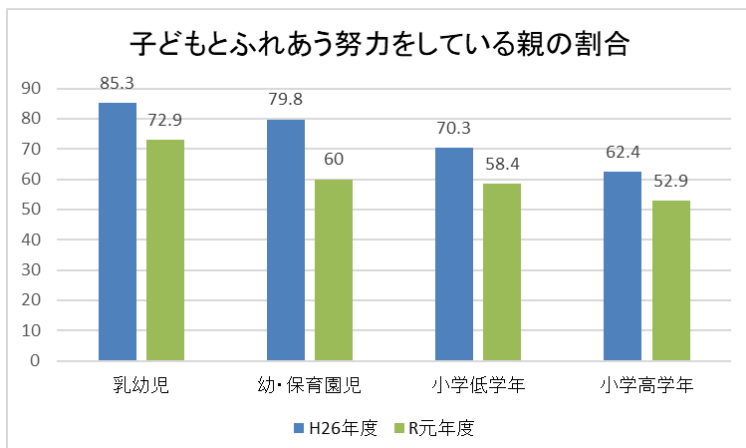
●現状と課題

- ・子育ては、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、保護者との信頼関係を保ち、関係機関と連携し家庭支援を行うことが重要です。
- ・子どもが基本的生活習慣を身につけるためには、家庭と幼稚園・保育園との連携が重要となるため、保護者と共通認識を持ち、発達に応じたきめ細かな支援が必要です。
- ・生活様式の変化と電子メディアが普及した影響で、家庭や地域での豊かな体験活動が十分ではなくなっています。

●トピック



子どもの年齢が上がるにつれほめている親の割合は、低下しています。



スマートフォンなど、電子メディアの急速な普及の影響もあり、全ての年代で子どもとふれあう努力をしている親の割合は低下しています。

(資料：第3次親子保健計画中間評価アンケート)

● 施策の方向

① 家庭教育の充実・強化

- ・講演会、乳幼児健康診査などを通して、子育ての土台となる親子の愛着形成、自己肯定感を育む子育てを啓発します。
- ・2か月児訪問や子育て支援センターでの積極的な声かけなどで、保護者の不安や悩みの把握に努め、解消を図ります。

② 乳幼児教室の充実

- ・愛着形成の重要性を共有し、家庭、地域と連携した教育を推進します。
- ・幼稚園・保育園での遊びを中心とした生活を通して、発達に応じたきめ細かな支援により、豊かな感性や道徳性、課題を解決する力の育成を図ります。



すくすく赤ちゃん広場でのふれあい遊びと保護者同士の情報交換

● 施策指標

指標	現状(R2)	中間目標(R6)	最終目標(R10)
1日1回は、自分の子をほめる保護者の割合(4～6歳)	98.0%(R1)	99.0%	100.0%
子どもとふれあう努力をしている親の割合(幼・保育園児)	60.0%(R1)	70.0%	80.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
<p>子育ては、保護者が第一義的責任を有することを認識し、家庭教育を行います。</p> <p>家庭、地域、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校は連携して将来の糸魚川を担う子どもを育成します。</p>	<p>安心な子育て・教育環境の整備に努め、家庭・地域との連携を図る事業を推進します。</p>



2 質の高い学校教育の推進

基本方針

家庭、幼稚園・保育園、学校、地域が連携して、自立して生きる力を身につけた子どもを育てます。

●現状と課題

- ・学力検査の結果は、小・中学生とも全国平均を上回っていますが、基礎基本の一層の定着とともに、「思考力・判断力・表現力」の育成が必要です。
- ・いじめ・不登校等の解消のため、自己肯定感、規範意識、コミュニケーション能力、人間関係づくりの能力などの社会性を育成する必要があります。
- ・ふるさとへの愛着度は、中学 3 年生で 8 割程度となっていますが、20 代では低下しています。地元企業との連携を重視した中学校、高等学校での魅力ある授業づくりの一層の推進が必要です。
- ・特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて支援を充実する必要があります。
- ・市内 3 高校への地元からの進学者の割合が減少傾向となっています。



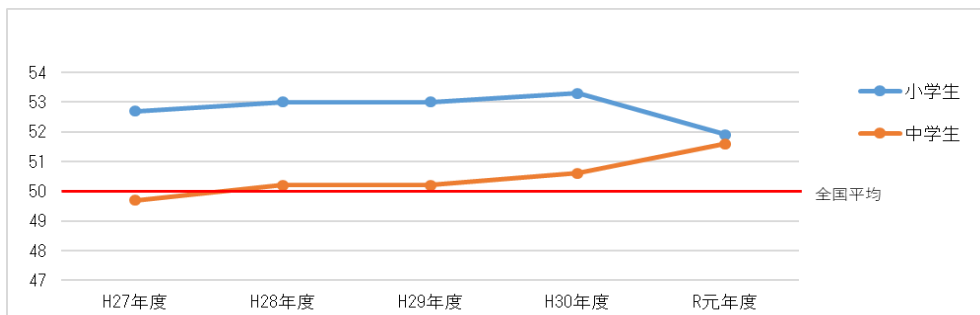
ジオパーク学習交流会



キャリアフェスティバルいといがわ

●トピック

◆標準学力検査の平均偏差値



小・中学生ともに全国平均（平均偏差値 50）を上回っています。

（資料：こども教育課）

●施策の方向

①確かな学力の育成

- ・学校と家庭が連携し、日々の授業改善や家庭学習習慣の定着によって、全国標準を常に上回る学力の定着を図ります。
- ・児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習指導のため、人的配置等の必要な支援を実施します。

②いじめや不登校のない学校づくりの推進

- ・いじめや不登校を生まない学校風土づくりのため、児童生徒の思いやりの心と、自ら考え行動する自主性を育む活動を推進します。
- ・家庭や地域と連携して、地域全体で規範意識や自己有用感の向上、人間関係づくりの力等を育てる教育活動を推進します。

③ジオパーク学習等による郷土愛の醸成

- ・地域の歴史、文化、自然、災害などを学びながら、ジオパーク学習を中心とした体験学習の充実を図り、防災意識を高めるとともに、ふるさとへの愛着と豊かな心を育みます。
- ・自然災害や火災から自らの命を守る主体的な行動力を育成するため、家庭や地域と連携した取組を推進します。

④キャリア教育の推進

- ・児童生徒が社会人・職業人として成長するために、発達段階の特性に応じ、自分の可能性を自覚し、将来像を描いて自主的に学ぶ教育活動の更なる推進を図ります。
- ・学校と地域や地元企業等が連携し、児童生徒の社会貢献活動や職場体験などの機会の充実を図ります。

⑤一人一人の教育的ニーズに対応する体制の充実

- ・子どもの悩みや課題に応じた適切な指導や支援などにより、教育相談体制の充実を図ります。
- ・学校の生活や学習に困り感をもつ子どもの個別ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

⑥高校の魅力化推進

- ・多くの生徒が行きたい、保護者が通わせたいと思う高校を目指して、地域、行政が高校と連携して、地域人材育成のための支援を行います。
- ・3高校それぞれの特色を生かした、事業の推進を図ります。

●施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
標準学力検査の平均の偏差値 (小学校)	52.0	53.0	54.0
標準学力検査の平均の偏差値 (中学校)	51.0	51.5	52.0

●協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
<p>家庭は、基本的な生活習慣の定着や規範意識の育成を担い、子どもの行動に責任をもちます。</p> <p>地域は、日常の関わりや地域行事、社会教育活動を通して、子どもの社会性を育みます。</p> <p>学校は、教職員の資質の向上に努め、社会に開かれた教育課程の実現と日々の授業の充実を図ります。</p>	<p>学校の教育の成果と課題を把握し、必要な指導と支援を行います。</p>

第2節 0歳から18歳までの子ども一貫教育の推進



3 学校教育環境の整備

基本方針

充実した教育環境と安全性を確保するために、施設の適正管理を進めます。また、より良い教育環境を確保するために、学校の適正配置方針を検討し、計画的な改修と施設・設備の更新により、安全・安心で快適な教育環境を整えます。

●現状と課題

- ・少子化により児童生徒数の減少は進んでいます。長寿命化計画とあわせ、学校の適正規模、適正配置の方針を定める必要があります。
- ・児童生徒が安全で快適に健康的な学校生活を送られるよう、教育環境を充実させる必要があります。
- ・体育館等の防災機能の強化を進めるとともに、築年数の経過した校舎等の改修を計画的に進める必要があります。
- ・児童生徒一人1台のタブレット端末が配備されたことから、授業等での有効活用により、更なるICT教育を推進する必要があります。
- ・通学路の安全対策や防犯対策を、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して継続する必要があります。

●トピック



情報化が進む現在、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットが、仕事でも家庭でも大活躍しています。社会のあらゆる場面に欠かせないICTは、学校教育でも欠かせない存在になっています。

令和3年4月 全ての小、中学校、特別支援学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、子どもへ1台ずつタブレットを配付しました。



子どもの「学びたい!」を支える 学習用具の一つ



タブレットは、鉛筆やノート、黒板と同じように、子どもが「できるようになる、分かるようになる」ために使う学習用具の一つです。カメラ機能や通信機能等、ICTならではの機能を活用し、多くの人や情報とつながり、簡単に記録することができます。

- ※ ICT=Information and Communication Technologyの略、「情報通信技術」
- ※ GIGAスクール=ICTを学習に取り入れ「子どもの学びに寄り添う個別最適化された学習」と「様々な人とつながる協働的な学習」を実現する学校
- ※ GIGA=Global and Innovation Gateway for All の略

● 施策の方向

① 教育環境の充実と教育施設の適正管理

- ・ 学校の適正規模や適正配置の検討を進め、学校適正配置方針を策定します。
- ・ 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設改修により、施設の適正管理に努めるとともに、時代に即応した教育環境を確保します。
- ・ ICT教育の推進を図るため、教職員に対する研修やサポート体制を整え、授業等での利用促進と、個別最適な学習、協働的な学習の推進につなげます。

② 安全・防犯対策の充実

- ・ 通学路での事故防止や防犯パトロールを継続し、地域やPTA、警察等関係機関との連携による情報共有に努め、安全対策や防犯対策を進めます。

● トピック 2

児童・生徒数、学級数の推移

令和3年5月1日現在

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
小学校	84	1,682	83	1,609	80	1,523	80	1,478	79	1,418	79	1,356
中学校	31	932	31	928	31	902	31	870	31	823	30	814
合計	115	2,614	114	2,537	111	2,425	111	2,348	110	2,241	109	2,170



新しい授業のスタイル「黒板とノートとタブレット」



タブレットを活用した観察学習

● 施策指標

指標	現状(R2)	中間目標(R6)	最終目標(R10)
大規模改修（新築・改修含）の実施校数	12校/22校	12校/21校	12校/21校
学校トイレのドライ化率	40.9%	52.4%	57.1%
特別教室へのエアコン設置率	9.1%	66.7%	85.7%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
保護者や地域は、防犯パトロールなど、安全・防犯対策に協力します。	子ども・子育て会議など様々な分野の意見を取り入れ、より良い教育環境の整備を進めます。

第3節 生涯学習の振興

1 社会教育の振興



基本方針

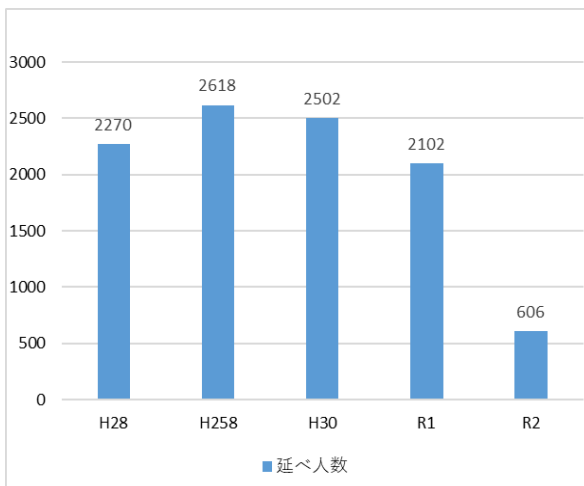
市民一人一人の学びの機会、またその学びを活かす機会を充実させ、豊かな人生と持続可能な社会の実現を目指します。

●現状と課題

- ・少子高齢化社会においては、地域人材の不足が大きな課題となっています。地域の一員として、個人の能力を最大限に発揮する生涯学習社会の実現が求められています。
- ・生涯学習社会の実現のため、幼少期から高齢期まで人生各期における学びが大切です。その方法として、講座や体験学習のほか、情報化社会に対応した新たな学びの手法が求められています。
- ・生涯学習活動には、拠点となる施設が求められます。生涯学習センターや地区公民館がその役割を果たせるよう、計画的に改修する必要があります。
- ・人口減少に伴い、公民館活動と地域活動の連携強化が求められています。既存の施設を有効に活用し、公民館活動や地域活動など多目的な利用ができるよう、施設の目的や利用方法を見直す必要があります。
- ・市民図書館については、図書の蓄積により狭くなってきており、他の社会教育施設と合わせ、計画的な整備が必要になってきています。
- ・図書館の登録者数は増加傾向ですが、貸出冊数の減少傾向が続いています。インターネットやスマートフォンといった情報通信機器の普及により、情報の収集方法の多様化が加速し、図書以外の媒体への関心が高くなっています。一方で、学習室を利用したり、新聞を閲覧するなど図書館で長時間過ごす利用者もあり、市民ニーズに対応した図書館サービスの充実を図る必要があります。

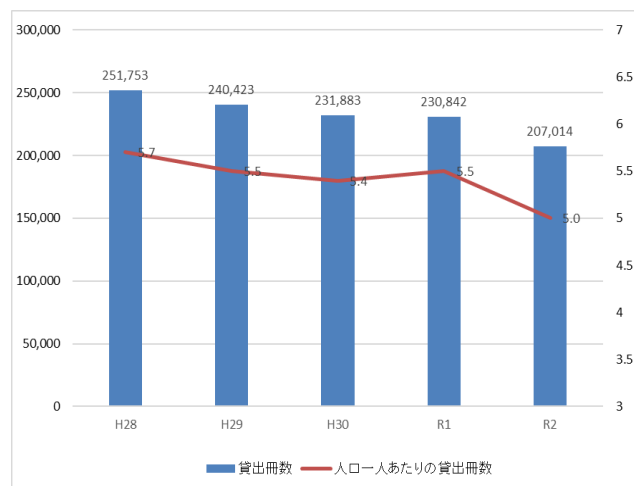
●トピック

地域学校協働活動ボランティア人数



令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しましたが、地域ぐるみで子育てを行うため、取組を拡大していく必要があります。

貸出冊数の推移



多様なメディアの普及により貸出冊数は減少傾向にあります。

(資料：生涯学習課)

● 施策の方向

① 地域と連携した社会教育の推進

・個人の学びを地域で活用する循環型の生涯学習社会の実現を図るため、地域ぐるみで子どもを育む地域学校協働活動や、地区と一体的に行う公民館活動など、幼少期から高齢期までの幅広い年代の人の地域の社会教育活動への参画の機運を高めるとともに、地域と連携した公民館の運営体制について検討します。

② 生涯学習機会の充実

・正しい生活リズムの定着を主軸に、多様化する生活スタイルに対応した家庭教育支援を充実させます。
 ・未来を担う子どもたちが、ふるさとでの豊かな将来を想像できるよう、地域の自然や魅力を生かした事業を提供し、郷土愛あふれる青少年を育成します。
 ・情報化社会に求められる学習ニーズに対応し、人と人、人と地域の継続的なつながりを作る学習機会を提供します。
 ・地域の人材を育むことを目的に、大人の学び直しを推進します。

③ 施設の適正管理と有効活用

・生涯学習センターや地区公民館などの施設の適正管理を行います。特に、地区公民館は、地域のコミュニティセンターとしての一面があることを踏まえ、機能充実を図るとともに、計画的な改修を実施します。
 ・市民の声を聞きながら、新たな図書館の在り方について検討します。

④ 図書館サービスの充実

・民間の活力やノウハウを活用し、効率的な運営や専門性の向上により、窓口サービスの充実を図ります。
 ・利用者ニーズの把握に努め、図書や視聴覚資料など資料の充実を図ります。
 ・子ども読書推進計画に基づき、読書のきっかけとなる場や本に親しむ機会を提供するための環境整備や啓発活動を行います。
 ・社会情勢の変化に対応した、図書館サービスの在り方について検討を進めます。



親子での体験教室や
図書館での読み聞かせ

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
地域学校協働活動ボランティアを行う市民の割合	1.6%	3.0%	5.0%
市民一人あたりの貸出冊数	5.0冊	5.3冊	5.5冊

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、学ぶ意欲を持ち、様々な学習機会に参加するとともに、地域の一員として、個人の能力を発揮し、地域活動へ還元します。	地域での社会教育活動を支援し、地域行事の活性化を図ります。 市民の自主的な生涯学習活動を支援します。

第3節 生涯学習の振興

2 スポーツの振興



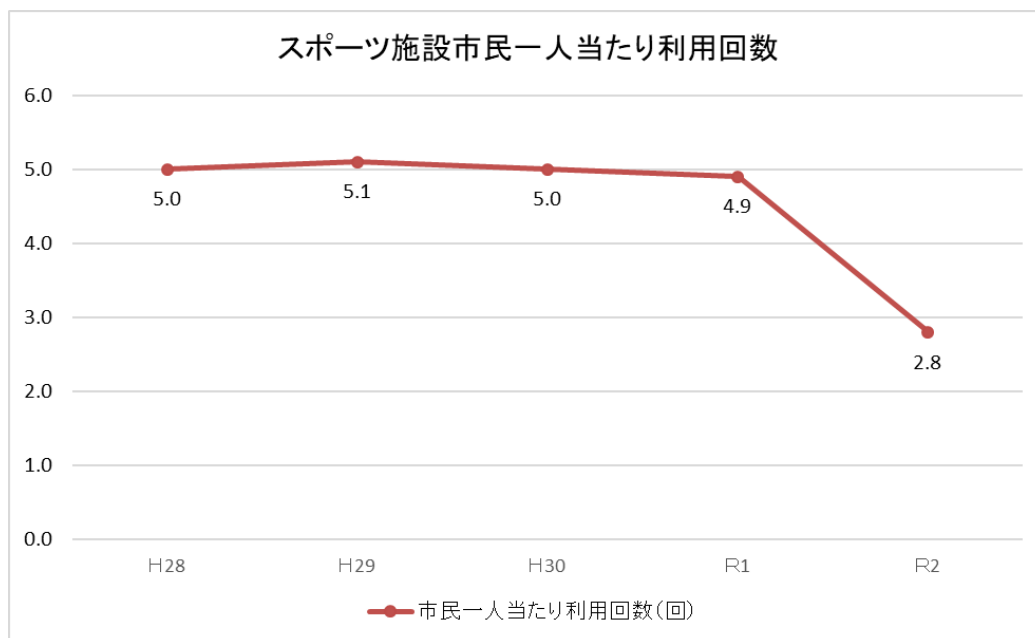
基本方針

夢と感動を与えることができるスポーツを通じ、健康づくりや生きがいつくりの市民意識の高揚を図るとともに、スポーツの魅力向上を目指します。

●現状と課題

- ・様々な世代の健康づくりや生きがいつくりのため、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツや軽運動を普及する必要があります。
- ・競技力向上のために必要な指導者が不足していることから、スポーツ協会と連携し、研修会や講習会を充実させ、指導方法を学ぶ機会の提供を支援していく必要があります。
- ・体育施設の老朽化が進んでいることから、計画的に整備を進める必要があります。

●トピック



スポーツ施設全体の年間利用者数は、人口減少や少子高齢化等による影響もあることから、減少傾向にありますが、一人当たりの回数は横ばいで推移しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用回数は、令和2年度に大きく減少しています。

(資料：生涯学習課)

● 施策の方向

① スポーツを通じた健康づくりの推進

- ・ 軽スポーツ等に親しめる機会を提供し、健康寿命の延伸と仲間づくりを進めます。
- ・ 「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽にスポーツに親しみ、人との交流を促進するスポーツクラブ等の活動を支援します。

② 競技スポーツの振興

- ・ スポーツ協会等への支援を行い、様々なジャンルのスポーツで質の高い指導が可能となるよう、各種競技団体とも協働して講習会や研修会を行うとともに、他市のスポーツ協会とも連携して、競技力の向上を目指します。
- ・ プロスポーツ選手の実技観戦や指導者講習の実施により、実際に見て体感する機会を提供し、選手の育成や競技力の向上に向けた取組を進めます。

③ 施設の適正管理と環境整備

- ・ 使用状況等を勘案し、効果的な整備・管理に努めます。



軽スポーツ等を楽しむ市民

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
スポーツ施設の年間1人当たり利用回数	2.8回	3.4回	4.7回

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、あらゆる機会を通してスポーツに親しみ、関心を高めるよう努めます。スポーツを通じて市民の交流を広げるとともに、健康づくりに関心を持ちスポーツ活動に参加します。	市民の自主的なスポーツ活動を支援します。体育施設が有効活用されるよう、スポーツ協会等各種団体と連携し、スポーツ振興を推進します。

第2章 郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり

第4節 文化の振興

1 芸術文化の振興



基本方針

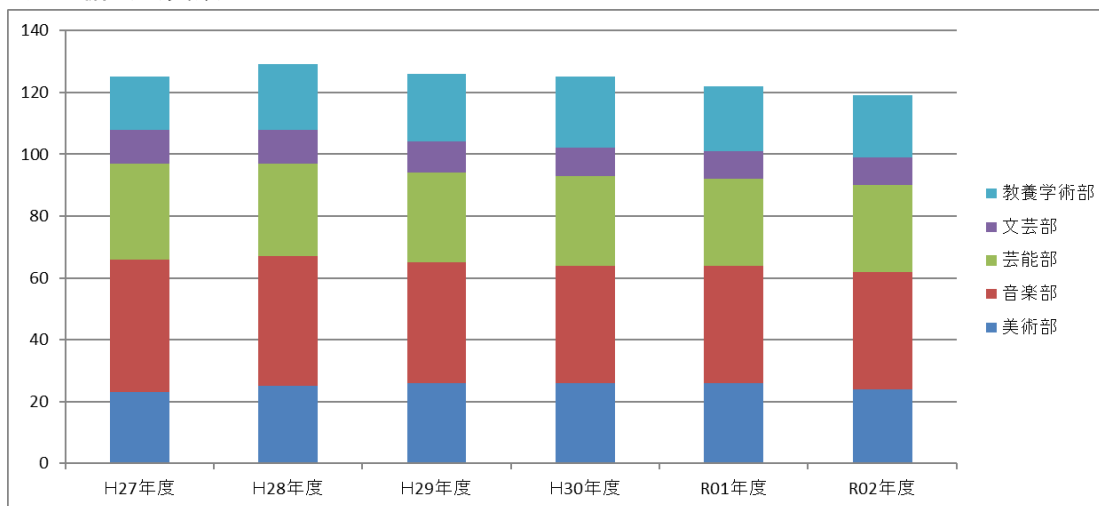
市民の心の豊かさを育むため、芸術文化の振興を図ります。

●現状と課題

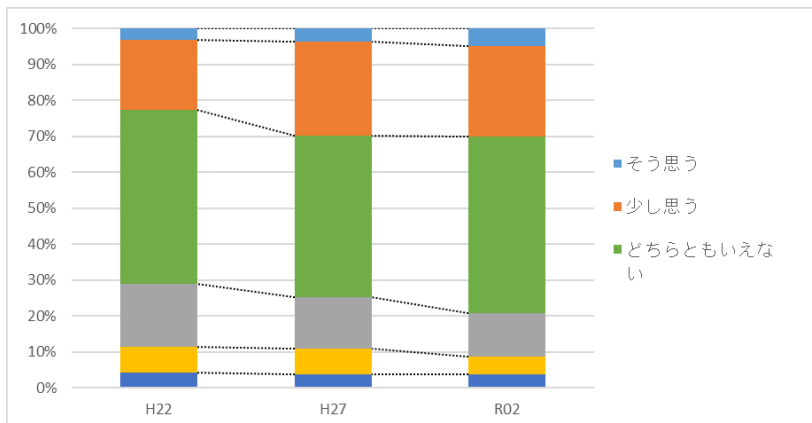
- ・文化協会をはじめ、各種文化サークル、団体の活動が活発に行われていますが、活動するメンバーの高齢化が進み、活動の継続が困難になっている団体が増加しています。
- ・芸術文化に対する関心が多様化しており、事業招致による集客型での鑑賞機会の提供では市民のニーズに応えられず、時代に合わせた新たな事業展開が必要です。
- ・リニューアルオープンした市民会館以外の施設は老朽化が顕著であり、施設の管理や改修について早急な検討と方向性の具現化が必要です。

●トピック

文化協会会員数



市民アンケート結果（文化芸術活動が活発）



文化協会会員数は平成28年以降微減に転じています。「糸魚川市は文化活動が盛ん」と思う人の割合がそう思わない人の割合を上回っています。

(資料：企画定住課、文化振興課)

● 施策の方向

① 市民の芸術文化活動への支援

- ・市民の主体的な芸術文化活動を支援し、若い年齢層を含む多様な世代間の交流を図ります。
- ・学校や市民団体などと連携し、郷土にゆかりのある文化人の顕彰などにより、文化の振興と郷土愛の醸成を図ります。

② 優れた芸術文化の鑑賞機会の提供

- ・心豊かな市民生活のため、音楽コンサートや演劇、美術展など優れた芸術文化に触れる機会を提供します。
- ・学校をはじめ、市民団体や地域等と連携しながら、若い世代が文化に親しむ機会を設けます。
- ・集客型事業のほか、メディアの活用やアウトリーチ※¹など、多様な手法で鑑賞機会を提供します。

③ 文化施設の有効活用

- ・市民会館などの文化施設については、引き続き多くの方から様々な文化活動に利用されるように努めます。
- ・文化施設の利便性や効率性を考慮しながら、計画的に改修整備します。



市美術展覧会での解説会



ささゆり茶会

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
年間市民一人当たりの文化事業参加回数※ ²	0.2回	1.0回	1.5回
年間市民一人当たりの文化施設利用回数※ ³	0.6回	1.5回	2.2回

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、サークルや教室などへの参加や、コンサートや美術展鑑賞などにより、積極的な文化活動を行うよう努めます。	市民団体などの文化活動を支援し、文化振興に取り組めます。

※1 アウトリーチ：文化ホールでの公演などの集客型事業に対し、学校や地域施設などの外部施設にプロのアーティストなどを派遣する事業をいう

※2 美術展や文化ホール事業等、市が関連する文化事業の参加者数/人口

※3 糸魚川市民会館・青海総合文化会館利用者数/人口

第2章 郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり

第4節 文化の振興

2 歴史・文化の継承と活用



基本方針

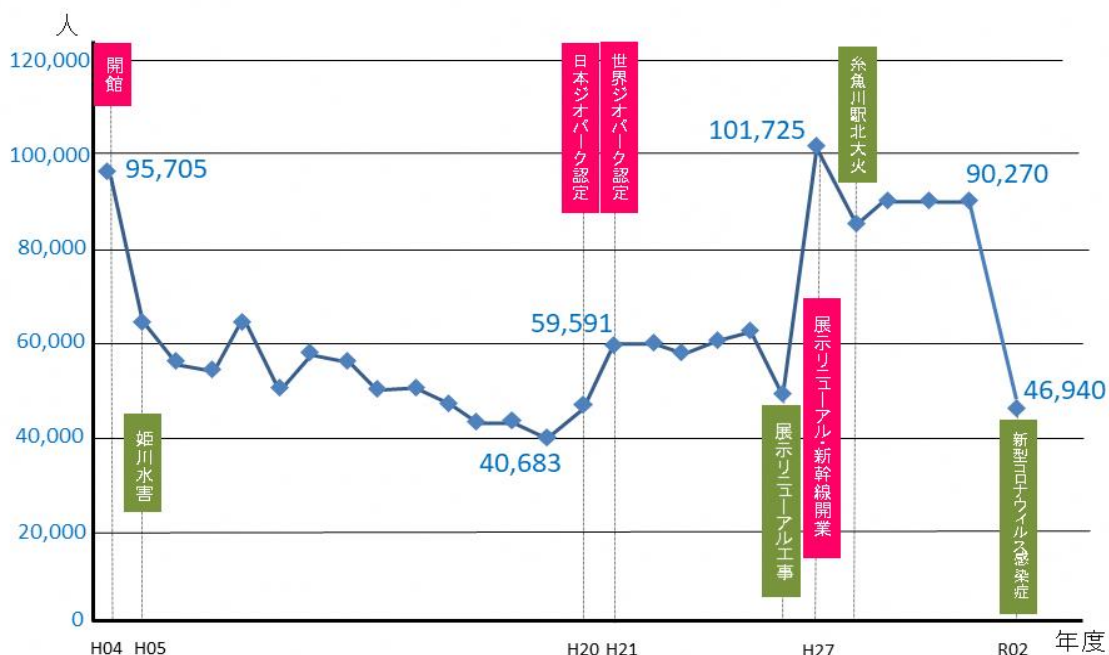
ふるさと糸魚川に誇りを持ち愛する心を育むため、文化財や伝統文化の保存と活用を図ります。

●現状と課題

- ・指定文化財をはじめ、この地域特有の自然・文化資源が数多くあり、確実に次世代に伝えるため、適切な保存と活用が求められます。
- ・少子高齢化が一層加速し、伝統芸能・風俗・慣習などの維持が困難な地域が多く、その継承と保存が一層深刻化しています。
- ・多くの文化財で、所有者、管理者の高齢化、不在化が進んでおり、管理・保存が困難な状況であるため、それらを適切に保存・管理・活用する環境を整える必要があります。
- ・フォッサマグナミュージアムや長者ヶ原考古館は、ジオパークの拠点施設であり、引き続き、展示など施設や機能の充実が必要です。
- ・フォッサマグナパークや硬玉産地は、糸魚川のかけがえのない資源であり、引き続き、適切な保護と公開、活用が求められます。

●トピック

◆フォッサマグナミュージアムの入館者



(資料: フォッサマグナミュージアム)

● 施策の方向

①文化財の保存と活用

・市民、事業所、行政がそれぞれの役割を担い、協働により文化財を守り、活用し、伝える体制を築くとともに、歴史・文化による魅力ある地域づくりを行うため、糸魚川市の文化財の総合的指針となる文化財保存活用地域計画を策定します。

②伝統文化の継承と活用

・伝統文化を次世代に継承できるよう、講座等学習の場の提供、映像記録の収集と活用を行うとともに、地域及び同様の文化財継承団体との連携、協力体制の構築を図り、伝承・保存活動を支援します。

③文化財の適正収蔵と公開の強化

・文化財を適正に保存・活用するため、展示や管理運営方法を見直し、既存施設の有効活用等による施設整備を図るとともに、計画的な企画展、特別展、巡回展の開催などによる指定文化財の積極的な公開と解説の機会増を図ります。

④博物館施設の充実と活動の推進

・フォッサマグナミュージアムや長者ヶ原考古館において、糸魚川の貴重な自然・文化資源や資料を研究・収蔵し、その成果を展示・教育活動を通じてわかりやすく発信します。
・フォッサマグナパークの断層露頭の保全と枕状溶岩の野外展示の改良を行い、周辺の自然・文化資源との回遊性を考慮した保全と整備を進めます。



長者ヶ原遺跡の復元住居



土器・勾玉づくり教室

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
博物館・資料館入館者数	55,501 人	70,000 人	100,000 人

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民・地域は、当地特有の自然・文化資源に誇りを持ち、理解を深め、それら資源の保存・継承・活用に努めます。 事業者は、地域との連携及び文化財所有者・管理者の支援を図り、文化財の保存・活用に努めます。	当地特有の自然・文化資源について、次世代に引き継ぐよう努め、保全・活用を図ります。